

議案第33号説明資料

令和8年6月2日

大磯町職員の定数条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
参考資料	3
新旧対照表	4

総務課

# 大磯町職員の定数条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

大磯町職員の定数条例における職員定数においては平成7年度から334人になっており、実際の職員数（R8.4.1現在、288人）と乖離が生じている状況となっています。

一方で、令和8年3月に令和8年度から令和12年度を計画期間とする第6次定員適正化計画においては、職員のワークライフバランスが取れる働き方ができる職場環境整備と業務量の増に対応するために、職員数の目標値を300人としました。

定数条例と定員適正化計画の整合性を図りつつ、事務部局の区分の定数を見直し、更なる住民サービス向上に向けた職員体制にするため、定数条例の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 職員定数の見直し

次のとおり職員定数を見直します。

事務部局の区分		定数	改正	比較
町長の事務部局の職員		197	202	+5
議会の事務部局の職員		4	改正なし	増減なし
選挙管理委員会の事務部局の職員		2	3	+1
監査委員の事務部局の職員		2	改正なし	増減なし
教育委員会の事務部局、教育委員会の所管 に属する学校その他の教育機関	事務部局の職員 その他の職員	52	28	-24
	教諭、助教諭	24	3	-21
農業委員会の事務部局の職員		3	改正なし	増減なし
消防職員		50	55	+5
合計数		334	300	-34

※ 対象となる職員：正規職員、任期付職員及び再任用職員（フルタイム勤務）

任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員等は含まない。

## (2) 定数外とする職員の見直し

---

定数外とする職員の規定を次のとおり整理します。

- 次の職員は定数外とします。
  - ・ 他の地方公共団体等へ派遣された職員
  - ・ 休職中の職員
  - ・ 育児休業等を取得中の職員
- 定数外とされた職員が職務に復帰、又は復職した場合、その職員は1年を超えない期間に限り定数外とします。

## (3) 本条例における「職員」に係る文言の整理

---

町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会に常時勤務する職員に、新たに「消防」を加えます。

## (4) 施行日

---

令和8年7月1日から施行します。

各部局における職員配置数（R8.4.1現在）

単位：人

	町長部局	議会 事務局	選挙管理委員会 事務局	監査委員 事務局	教育委員会		農業委員会 事務局	消防	計
					事務局	教員			
職員数① R8.4.1現在	200	3	2	1	26	3	1	52	288
正規職員	193	3	2	1	25	3	1	51	279
再任用職員 (フルタイム勤務)	2				1			1	4
任期付職員 (フルタイム勤務)	5								5
短時間勤務職員② ※定数外	29	1		1	4		1	1	37
再任用職員 (短時間勤務)	7				1		1	1	10
任期付職員 (短時間勤務)	22	1		1	3				27
①+②	229	4	2	2	30	3	2	53	325

■派遣・休職・育児休業等の職員（定数外）

単位：人

	町長	議会	選管	監査	教育委員会		農業	消防	計
					事務局	教員			
派遣	3								3
休職	3								3
育児休業等	10							2	12
合計	16							2	18

大磯町職員の定数条例 新旧対照表

改正案	現行																																								
<p><u>(定義)</u></p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会及び消防の各機関に常時勤務する職員（副町長、教育長及び臨時的に任用される職員を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員のうち、他の地方公共団体に派遣中の職員、休職中の職員及び育児休業等を取得中の職員は定数外とする。</p> <p>3 前項に掲げる職員が職務に復帰し、又は復職した場合は、その職員は1年を超えない期間に限り、定数外にすることができる。</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、令和8年7月1日から施行する。</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務部局の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">202</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td>所管に属する学校その他の教育機関の職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">教諭、助教諭</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td style="text-align: center;">55</td> </tr> </tbody> </table>	事務部局の区分	定数	町長の事務部局の職員	202	議会の事務部局の職員	4	選挙管理委員会の事務部局の職員	3	監査委員の事務部局の職員	2	教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他	28	所管に属する学校その他の教育機関の職員		教諭、助教諭	3	農業委員会の事務部局の職員	3	消防職員	55	<p><u>(定義)</u></p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関に常時勤務する職員（雇用人及び嘱託を含み、副町長、教育委員会の教育長並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び6か月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員のうち、他の地方公共団体に派遣された者、休職者等であって長期にわたり職務に従事しないものについては、任命権者が必要と認める場合に限り、前項に規定する定数のほかに置くことができる。</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務部局の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">197</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他</td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> <tr> <td>所管に属する学校その他の教育機関の職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">教諭、助教諭</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table>	事務部局の区分	定数	町長の事務部局の職員	197	議会の事務部局の職員	4	選挙管理委員会の事務部局の職員	2	監査委員の事務部局の職員	2	教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他	52	所管に属する学校その他の教育機関の職員		教諭、助教諭	24	農業委員会の事務部局の職員	3	消防職員	50
事務部局の区分	定数																																								
町長の事務部局の職員	202																																								
議会の事務部局の職員	4																																								
選挙管理委員会の事務部局の職員	3																																								
監査委員の事務部局の職員	2																																								
教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他	28																																								
所管に属する学校その他の教育機関の職員																																									
教諭、助教諭	3																																								
農業委員会の事務部局の職員	3																																								
消防職員	55																																								
事務部局の区分	定数																																								
町長の事務部局の職員	197																																								
議会の事務部局の職員	4																																								
選挙管理委員会の事務部局の職員	2																																								
監査委員の事務部局の職員	2																																								
教育委員会の事務部局、教育委員会の事務部局の職員その他	52																																								
所管に属する学校その他の教育機関の職員																																									
教諭、助教諭	24																																								
農業委員会の事務部局の職員	3																																								
消防職員	50																																								